

藍住町地域防災計画

【資料編】

令和5年4月
藍住町防災会議

目次

1. 防災組織に関する資料

1-1	藍住町防災会議条例	3
1-2	藍住町防災会議運営規程	5
1-3	藍住町災害対策本部条例	6
1-4	藍住町災害対策本部組織	7

2. 通信施設に関する資料

2-1	藍住町防災行政無線回線系統図	13
2-2	同報系防災行政無線子局設置場所	14
2-3	移動系防災行政無線機設置場所	15
2-4	藍ハムクラブ会則	16
2-5	徳島県藍住町防災無線局管理運用規程等	17

3. 気象予警報、地震・津波情報等に関する資料

3-1	徳島地方気象台が発表する特別警報、警報・注意報の発表基準（藍住町）	43
3-2	大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容	47

4. 災害危険区域等に関する資料

4-1	津波災害警戒区域一覧	57
4-2	津波災害警戒区域位置図	58
4-3	藍住町ハザードマップ（津波）	59
4-4	藍住町ハザードマップ（洪水・高潮）	60
4-5	要配慮者利用施設一覧	61

5. 災害時における協定、主な連絡先に関する資料

5-1	災害時における協定一覧	69
5-2	災害時における主な連絡先	71

6. 避難に関する資料

6-1	指定避難所一覧	75
6-2	指定緊急避難場所一覧	76

7. 医療に関する資料

7-1	町内の医療機関一覧	79
7-2	救急病院等一覧	81
7-3	徳島県備蓄医薬品等供給体制図	83

8. 緊急輸送、拠点施設等に関する資料

8-1	緊急輸送道路	87
8-2	災害対策用ヘリコプター降着適地	88
8-3	緊急輸送拠点・救援物資集積拠点	88
8-4	遺体安置施設	88
8-5	災害廃棄物の仮置場	88

9. 災害救助法、被害状況報告等に関する資料

9-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	91
-----	----------------------	----

9-2	火災・災害等即報要領第4号様式.....	95
9-3	災害報告取扱要領関係様式.....	98
9-4	災害報告記入要領.....	101
9-5	市町村行政機能チェックリスト.....	104

1. 防災組織に関する資料

1-1 藍住町防災会議条例

昭和38年 3月30日
条例第53号
改正 平成27年 3月26日

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、藍住町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 藍住町防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 藍住町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命するもの
- (2) 徳島県知事の部内の職員のうちから町長が任命するもの
- (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命するもの
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名するもの
- (5) 教育長
- (6) 消防団長及び副団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
- (8) 自主防災組織を構成するもの又は学識経験のあるもの

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ1人、4人、2人、4人、1人及び1人とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3月31日）

この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月26日）

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

第3条第5項の委員のうち1、2、3、4、7の各号の委員

第1号委員 (37.8.5指定)

管区警察局・財務局・農地事務局・食料事務所・通商産業局・陸運局・海運局・港湾建設局・気象台・地方電波管理局・地方整備局外8局

第2号委員

(例)

徳島土木事務所長・徳島保険所長・徳島福祉事務所長・徳島耕地事務所長・徳島財務事務所長等

第3号委員

(例)

徳島県警察本部長・板野警察署長・駐在巡查等

第4号委員

町長が指名する部局の職員

第7号委員

日本たばこ産業株式会社・四国旅客鉄道株式会社・四国電力・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・日本赤十字社・日本通運

(以上の外14が指定公共機関)

なお、知事が指定する地方公共機関は未定である。

第6項委員の定数は総数で15名前後が望ましいこと。

1-2 藍住町防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、藍住町防災会議条例（藍住町条例第67号）第5条の規定に基づき、藍住町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議は会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 防災会議は、毎年度の当初に開く。ただし、災害の発生、その他の事由により防災会議の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

第4条 会長は、前条の規定にかかわらず、次の場合は、適宜の方法により関係のある委員と協議して、防災事項を決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が、一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、町長が招集しその議長となる。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度防災会議に図って定める。

1－3 藍住町災害対策本部条例

昭和38年3月30日
条例第54号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、藍住町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

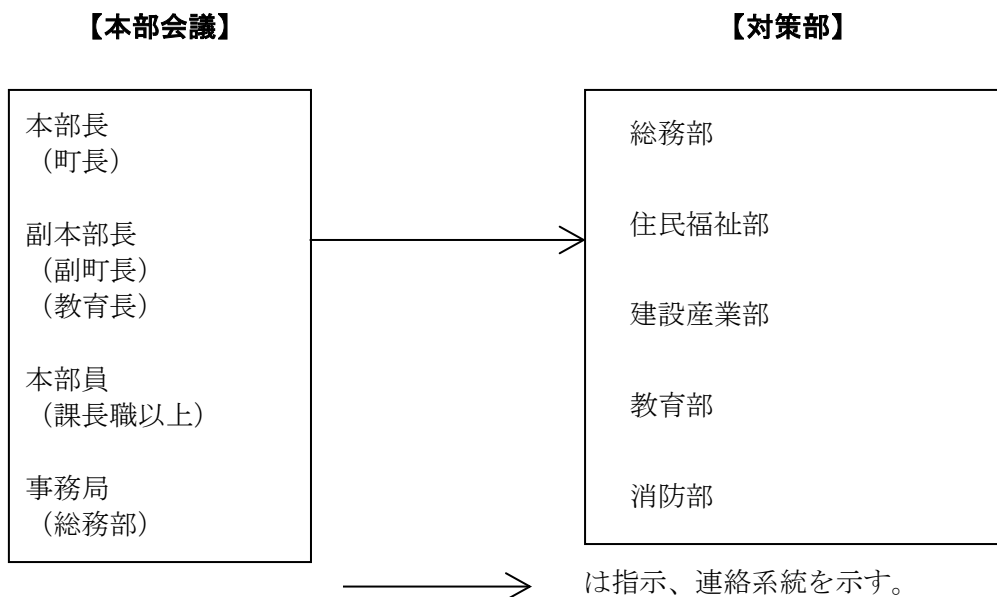
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月22日）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 藍住町災害対策本部組織

1 町災害対策本部の組織



2 災害対策本部担当課

部の名称	災害対策本部担当課
総務部	総務企画課、税務課、危機管理室、政策推進室、出納室、議会事務局
住民福祉部	住民課、福祉課、健康推進課、こども家庭支援室、介護保険室、新型コロナウイルス感染症対策室、保健センター、地域包括支援センター、中央保育所、江ノ口児童館
建設産業部	建設産業課、生活環境課、上下水道課、産業支援室、農業委員会、西クリーンステーション
教育部	学校教育課、社会教育課、各中学校、各小学校、各幼稚園、図書館、総合文化ホール
消防部	板野東部消防組合、板野東部消防組合消防団

3 事務分掌

部の名称	部長	部となる課	事務分掌
総務部	総務企画課長 (税務課長)	総務企画課 税務課 危機管理室 政策推進室 出納室 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設置及び廃止に関する事 ・職員の動員・配備に関する事 ・国・県・警察・消防・自衛隊等関係機関との連絡調整に関する事 ・他の市町村等からの応急対策活動及び復旧活動の支援に対する調整に関する事 ・災害予算に関する事 ・本部会議及び災害対策準備会議に関する事 ・本部長命令の示達に関する事 ・本部の庶務に関する事 ・気象予報に関する事 ・町有建物の応急復旧に関する事 ・水防計画の実施についての連絡調整に関する事 ・防災行政無線の運用に関する事 ・応急対策に係る議決事項等の専決及び議会に関する事 ・受援体制の司令塔に関する事 ・災害状況の情報収集及び記録（写真他映画記録含む。）に関する事 ・各部対策実施状況の記録及び連絡調整に関する事 ・本部として行う報道機関への発表及び報道機関との連絡調整に関する事 ・住民への生活関連情報提供等広報に関する事 ・行政事務の復旧調整に関する事 ・災害ボランティアに関する事（アマチュア無線・インターネット等関係） ・ライフライン復旧の連絡調整に関する事 ・町緊急車両の手続及び運用管理に関する事 ・物資運搬車両の調達・確保に関する事 ・被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事 ・罹災証明（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明の発行に関する事 ・災害ボランティア（物資輸送関係、建物危険度判定関係）に関する事 ・義援金・義援物資の受入・保管に関する事 ・義援金・義援物資の配分に伴う払出に関する事 ・その他災害に関する金品の入出に関する事

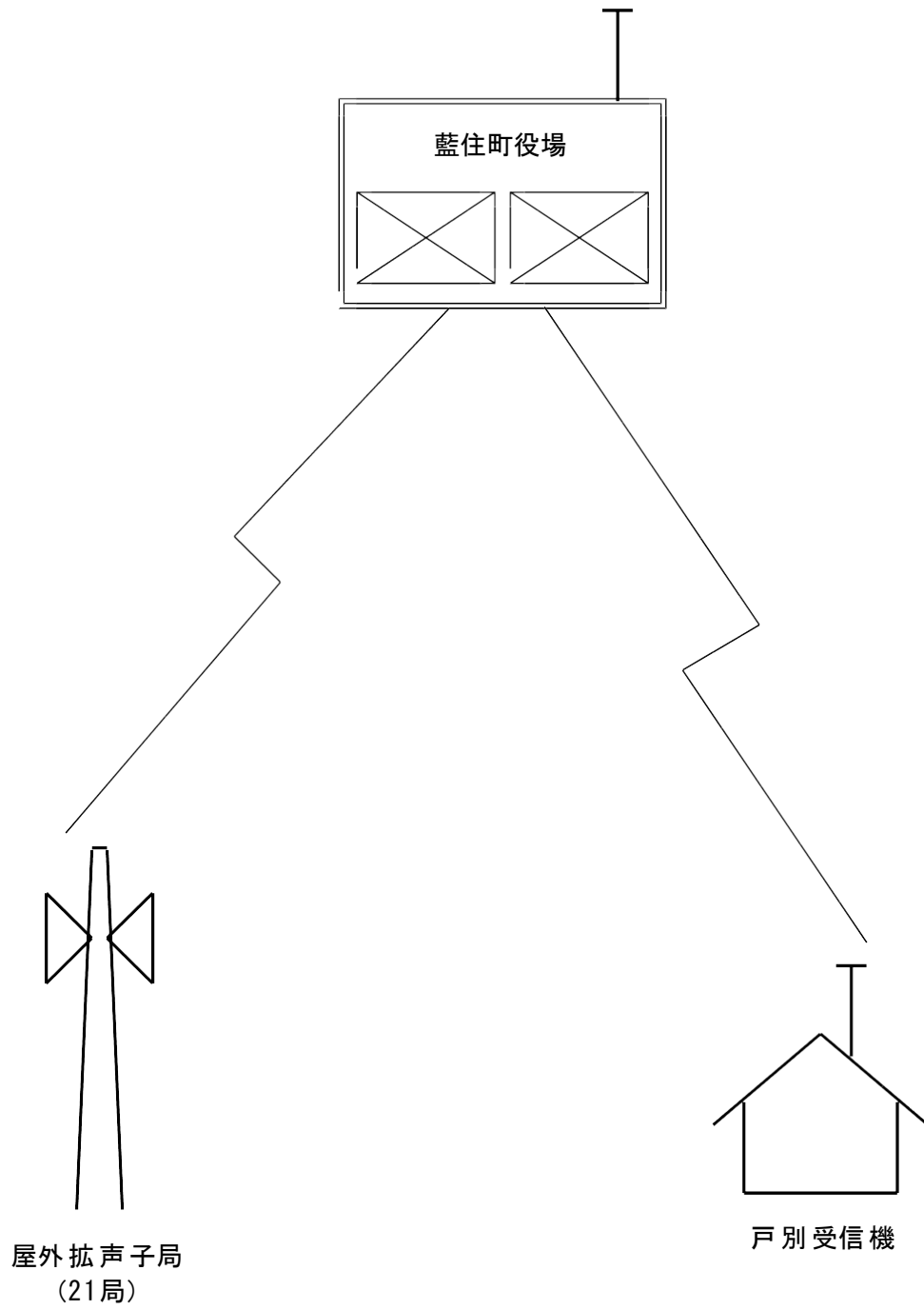
部の名称	部長	部となる課	事務分掌
住民福祉部	福祉課長 (住民課長)	住民課 福祉課 健康推進課 こども家庭支援室 介護保険室 新型コロナウイルス 感染症対策室 保健センター 地域包括支援センター 中央保育所 江ノ口児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用に関する連絡・調整及び指導に関する事 ・災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関する事 ・指定避難所の開閉及び管理運営に関する事 ・避難者の収容に関する事 ・被災者に対する見舞金に関する事 ・義援金・義援物資の配分に関する事 ・災害救助法に基づく助産に関する事 ・救護班の編成、救護所の設置その他医療助産の調整に関する事 ・被災地の防疫活動に関する事 ・遺体の捜索、収容、安置、処理、埋・火葬に関する事 ・要配慮者（高齢者、障がい者等）に関する事 ・応急保育の実施 ・福祉避難所の開設要請に関する事 ・福祉避難所への避難者の収容に関する事 ・災害ボランティアの総合窓口及びボランティアセンター（社会福祉協議会内）との連絡調整に関する事
建設産業部	建設課長 (生活環境課長)	建設産業課 生活環境課 上下水道課 産業支援室 農業委員会 西クリーンステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者等への食料の確保及び配給に関する事 ・救援物資の受入れ及び配付に関する事 ・中小企業への災害復旧資金の融資に関する事 ・農林水産業施設の防災及び復旧に関する事 ・農林水産業の災害復旧資金の融資に関する事 ・農産物・家畜等の災害対策に関する事 ・災害ボランティア（救援物資関係）に関する事 ・災害応急工事の実施に関する事 ・河川・道路・橋梁・宅地等の防災及び復旧に関する事 ・災害救助法に基づく障害物の除去に関する事 ・緊急輸送路の確保に関する事 ・住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅の設置・供与・撤去に関する事 ・町営住宅の防災・復旧に関する事 ・一般廃棄物の収集、処理、処分に関する事 ・災害廃棄物の撤去、処理、処分に関する事 ・死亡獣畜の収集、処理、処分に関する事 ・道路、みぞ等の環境整備に関する事 ・飲料水の供給に関する事（指定避難所等への給水、臨時給水所の設営等含む） ・給水区域への給水の確保に関する事 ・排水施設等の防災及び復旧に関する事
教育部	教育次長 (社会教育課長)	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の保護及び応急教育に関する事 ・教育施設の防災及び復旧に関する事 ・災害救助法に基づく学用品の給与に関する事 ・災害ボランティア（通訳、手話関係）に関する事

部の名称	部長	部となる課	事務分掌
消防部	板野東部消防組合 第2消防署長 (副署長)	板野東部消防組合 板野東部消防組 合消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・災害監視及び情報の収集に関すること ・消防及び水防に関すること ・救急及び救助に関すること ・行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること ・危険物等の措置に関すること ・避難誘導に関すること ・災害時における交通規制の協力に関すること

※部長欄のかっこ書きは副部長とする。

2. 通信施設に関する資料

2-1 藍住町防災行政無線回線系統圖



2-2 同報系防災行政無線子局設置場所

同報系防災行政無線屋外拡声子局所在地一覧

No.	設置場所	所在地	備考
1	あみだ公園	勝瑞字正喜地224-2	
2	藍住ひまわり保育園	勝瑞字西勝地285	
3	みどりが丘団地 中央公園	勝瑞字幸島19-37	
4	板野東部消防組合第2消防署	笠木字中野174-1	
5	珍成集会所	住吉字乾90	
6	住吉老人憩いの家	住吉字神蔵59	
7	新居須集会所	徳命字新居須80-3	
8	名田八坂神社	徳命字西ノ丁267-2	
9	第16分団詰所	徳命字元村108-1	
10	藍住町役場	奥野字矢上前52-1	
11	第13分団詰所	矢上字北分28-2	
12	乙瀬老人憩いの家	乙瀬字中田78-1	
13	富吉八幡神社	富吉字富吉1162-1	
14	藍住西小学校	富吉字豊吉55-1	
15	藍住南小学校	奥野字和田95	
16	小塚公民館	徳命字小塚63-2	
17	藍の館	徳命字前須西172	
18	町営敷地団地	東中富字長江傍示1-1	
19	第15分団詰所	東中富字権現傍示46	
20	若一王子神社	東中富字大塚傍示17-1	
21	荒神社	東中富字東安永85	

2-3 移動系防災行政無線機設置場所

移動系防災行政無線設置場所一覧

無線機	設置場所
ぼうさい	屋上機械室
ぼうさい	屋上機械室
ぼうさい 1	防災無線室
ぼうさい 2	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 3	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 4	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 5	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 6	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 7	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 8	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 9	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 10	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 11	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 12	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 13	上下水道課（上下水道課管理）
ぼうさい 14	上下水道課（上下水道課管理）
ぼうさい 15	保健センター
ぼうさい 16	西クリーンステーション
ぼうさい 17	中央クリーンステーション
ぼうさい 18	総務企画課（総務企画課管理）
ぼうさい 19	徳島板野警察署板野庁舎
ぼうさい 20	板野東部消防組合第2消防署
ぼうさい 21	板野東部消防組合消防団
ぼうさい 22	板野東部消防組合消防団
ぼうさい 23	教育委員会
ぼうさい 24	国土交通省旧吉野川出張所
ぼうさい 25	J A板野郡藍園支所
ぼうさい 26	J A板野郡住吉支所
ぼうさい 27	藍住中学校
ぼうさい 28	藍住東中学校
ぼうさい 29	藍住南小学校
ぼうさい 30	藍住北小学校
ぼうさい 31	藍住東小学校
ぼうさい 32	藍住西小学校
ぼうさい 33	藍住南幼稚園
ぼうさい 34	藍住北幼稚園
ぼうさい 35	藍住東幼稚園
ぼうさい 36	藍住西幼稚園

2-4 藍ハムクラブ会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、藍ハムクラブと称し、事務局を藍住町役場総務課内に置く。

(目的)

第2条 この会は、アマチュア無線家同志の親睦と技術の向上を図るとともに、災害発生時に、ボランティア活動として通信ネットワークを活かし情報を公的機関に寄与することを目的とする。

(会の構成)

第3条 この会は、前条の目的に賛同する者をもって構成する。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) この会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長1名 副会長2名 事務局1名

(2) 役員は、会の互選により選出する。

(3) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事及び会議)

第6条 会長は、この会の会務を統括し会議の座長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 この会の会議は会長がこれを招集する。

4 この会は必要に応じ随時開催する。

第7条 その他この会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は平成8年5月24日から施行する。

2-5 徳島県藍住町防災無線局管理運用規程等

1 藍住町防災行政無線の設置及び管理に関する条例

平成13年3月29日

条例第187号

改正 平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この条例は、藍住町防災行政無線（以下「防災無線」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本町の行政広報活動の円滑な推進によって、住民福祉の向上に資するとともに、災害その他緊急事項の通報連絡を迅速に行うため、防災無線を設置する。

(設置場所)

第3条 防災無線の種別及び設置場所は、別表のとおりとする。

(業務)

第4条 防災無線の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害及びその他緊急事項の通報及び連絡に関すること
- (2) 町行政の広報に関すること
- (3) その他町長が特に必要と認めたこと

(業務区域)

第5条 前条の業務を行う区域は、藍住町全域とする。

(機器等の貸与資格)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するものに戸別受信機を貸与できるものとする。

- (1) 町内に居住する町職員及び消防団員
- (2) 町内の公共施設のうち町長が必要と認める施設
- (3) その他町長が必要と認めたもの

(機器等の設置負担)

第7条 戸別受信機の設置に必要な経費は、町の負担とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）の負担とする。

- (1) 1世帯で1台を超えて設置する場合
- (2) 事業所等の団体が設置する場合
- (3) 特殊な工事が必要な場合

(貸与の申請)

第8条 前条による者が戸別受信機の貸与を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(管理)

第9条 戸別受信機の被貸与者は、戸別受信機を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(届出義務)

第10条 被貸与者は、次の各号に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 戸別受信機に異常を発見したとき、若しくは破損させたとき
- (2) 住所を移転したとき
- (3) 建物の亡失等により戸別受信機が不要となったとき
- (4) その他支障があるとき

(維持管理の経費負担)

第11条 戸別受信機の維持管理に要する経費のうち、次に掲げるものは被貸与者の負担とする。

- (1) 消防団員への貸与を除く戸別受信機に係る電気代及び電池代
- (2) 家屋の移転改修等による戸別受信機の移転に要する経費
- (3) 被貸与者の故意又は過失により戸別受信機に損傷又は故障が生じた場合の修理費

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし「松茂町広島宇西川向25」を「北島町北村字大開11-1」に改正する規定については平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日)

この条例は、平成28年4月4日から施行する。

2 藍住町防災行政無線の設置及び管理に関する条例施行規則

平成13年 3月30日
規則第92号
改正 平成24年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、藍住町防災行政無線の設置及び管理に関する条例（平成13年藍住町条例第187号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは除くものとする。
- (2) 同報無線系 60MHz帯の無線局で、同報親局と同報子局との間の通信系をいう。
- (3) 同報親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を通信する同報無線系固定局をいう。
- (4) 同報子局 同報親局の通信の相手方となる屋外子局、戸別受信機等の受（送）信設備をいう。
- (5) 移動系 260MHz帯のデジタル無線局で、基地局又は陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信系をいう。
- (6) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、町庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (7) 陸上移動局 車載型、可搬型及び携帯型の他、特定の場所に常置して運用する半固定型を加えた無線局をいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。
- (9) 通信統制 情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、若しくは通信順序の指定等を行うこと。又は、これらの措置を取り得る状態にすることをいう。

(総括管理者)

第3条 防災行政無線局に、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、防災行政無線局の管理及び運営を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長を充てる。

(管理責任者)

第4条 防災行政無線局に、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理及び運用の業務を所掌するとともに、通信取扱責任者及び取扱者並びに管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長を充てる。
- 4 管理責任者の代行を置くことができるものとし、代行者は総務課長補佐を充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 防災行政無線局に、通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、防災行政無線局の管理及び運用の業務を分掌する。
- 3 通信取扱責任者は、総務課の職員であって、無線従事者の資格を有するものの中から、管理責任者が指名する。

(管理者)

第6条 次の部課等に、管理者を置く。

- (1) 同報無線系の親局、及び移動系の基地局並びに通信操作を行う部課等
- (2) 陸上移動局を配置した部課等
- 2 管理者は管理責任者の命を受け、部課等に設置又は配置した無線局の管理及び運用業務の一部を分掌する。
- 3 同報無線系にあつては、総務課長を充てる。

- 4 移動系にあつては、基地局は総務課長又は陸上移動局を配置した部課等は、当該部課等の課長等を充てる。
また、防災関係機関及び生活関連機関にあつては、別に定める使用管理者を充てる。

(無線従事者の配置、養成、選解任等)

- 第7条 総括管理者は、防災行政無線局の運用体制に対応した無線従事者を配置するものとする。
2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日を以て無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。
4 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、様式第2号により遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

第8条から第10条まで 削除

(無線局の運用)

- 第11条 無線局の運用は、電波法及び無線局運用規則並びに、この規則に基づくほか、無線管理者の指示によるものとする。

(戸別受信機の貸与申請)

- 第12条 条例第8条の規定に基づき、戸別受信機の貸与を受けるときは、戸別受信機貸与申請書(様式第4号)を提出しなければならない。
2 総括管理者は、前項の申請書を受理したときは、条例第6条の資格の有無を審査し、戸別受信機貸与の可否を決定するものとする。
3 総括管理者は、戸別受信機の貸与を決定したときは、申請者から戸別受信機保管誓約書(様式第5号)を提出させ、戸別受信機を速やかに取り付けるものとする。

(権利委譲等の禁止)

- 第13条 被貸与者は、その権利を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(消防団員への経費負担)

- 第14条 条例第11条第1項第1号の消防団員への貸与に伴う経費については、1台につき年1,000円を町が負担するものとする。

(届出)

- 第15条 被貸与者が、条例第10条の各号に該当するときは、戸別受信機亡失等届出書(様式第6号)を速やかに総括管理者に提出しなければならない。
2 前項の届があった場合、被貸与者の責めに帰すべき事由によると認められるときは、届出者から実費を徴収することができる。

(戸別受信機の返還)

- 第16条 被貸与者は、条例第6条の資格を喪失したときは、速やかに住所移転届出書(様式第7号)を提出するとともに、戸別受信機を返還しなければならない。

(無線設備の保守点検)

- 第17条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検(様式第8号)を行う。

点検種類	点検の責任者	実施者
毎日点検	通信取扱責任者又は管理者	取扱者
月間点検	管理責任者	取扱者(契約業者)
年間点検	総括管理者	取扱者(契約業者)

(障害の記録)

第18条 通信取扱責任者は、障害記録簿（様式第9号）に無線施設の障害の事実、措置内容等を記録し、保管しなければならない。

(通信訓練)

第19条 総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を実施するものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練：毎年1回以上

(2) 定期通信訓練：毎年1回

2 訓練は、通信統制、情報収集及び伝達訓練等を重点として、行うものとする。

(研修)

第20条 総括管理者は、通信取扱者等に対し法及び関係規則、無線設備の取扱いについて研修を行うものとする。

(通信統制)

第21条 総括管理者は、災害が発生し、又は発生する虞がある場合は、通信統制を行うことができる。

2 事故その他の理由により、総括管理者が前項の通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

(補足)

第22条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年3月30日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

3 藍住町防災行政無線局運用規定

(趣 旨)

第1条 藍住町防災行政無線局運用規定(以下、「規定」という。)は、「藍住町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例施行規則」(以下、「規則」という。)第12条に基づき、無線局の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 一斉放送 同報無線系を使用して、全区域一斉に放送することをいう。
- (2) ブロック放送 同報無線系において、予めグループ化した同報子局を通して、特定の地域へ放送することをいう。
- (3) 個別放送 同報無線系において、一つの屋外子局の放送範囲、又は戸別受信機を装備した一つの集落地区に放送することをいう。

(運用の体制)

第3条 平常時における通信は、同報無線系及び地域防災系基地局にあつては総務課が、遠隔管制器及び陸上移動局にあつては規程第7条に定める管理者が運用を実施する。

2 前項の規定に係わらず規程第16条第1項の定めにより、総括管理者が通信統制を行う場合は、総務課が運用する。

(運用の原則)

第4条 通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

2 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。

3 通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(無線局の呼出名称)

第5条 無線局の呼出名称は、次のとおりとする。

- (1) 同報親局：ぼうさいあいずみ
- (2) 地域防災系基地局：あいずみとうせいきょく
- (3) 地域防災系陸上移動局：「あいずみ」の次に、予め指定された3桁の号数を付したものの。
- (4) 地域防災系
半固定型陸上移動局：「あいずみ」の次に、予め指定された部課等の名称

(運用時間)

第6条 同報無線系の運用時間は、常時とし、次の区分により開局するのを原則とする。

区 分	総務課	通信担当課
月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から翌日の午前8時30分まで
土曜日 日曜日等まで		午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

注 「日曜日等」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までをいう。

(放送の範囲)

第7条 同報親局により放送することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 地震、台風、洪水、雪害、火災等の災害情報で、住民に対し緊急に伝達を必要とするもの。
- (2) 人命に関する事項
- (3) 町行政に関する重要な連絡事項
- (4) その他町長が特に必要と認める事項

(放送の種別)

第8条 同報親局による放送は、緊急放送、一般放送及び時報とし、放送の内容、放送の時刻及び放送の種別は、次のとおりとする。

区分	放送の内容	放送の時刻	放送の種別
緊急放送	第7条第1号及び第2号に掲げる事項	必要の都度	一斉放送、ブロック放送又は戸別放送
一般放送	第7条第3号及び第4号に掲げる事項	必要の都度 (午前10時)	一斉放送、ブロック放送又は戸別放送
時報	チャイム	午前7時及び正午及び午後5時	一斉放送

(放送の方法)

第9条 同報親局による放送は、次の各号に掲げる放送の区分に応じ、当該各号に定める事項を順次放送して行うものとする。

(1) 緊急放送

- ア 赤色回転灯(屋外拡声装置)
- イ サイレン(4秒吹鳴、2秒休み)5回
- ウ 「こちらは、ぼうさいあいずみ(藍住町災害対策本部)です。」2回
- エ 本文
- オ 「こちらは、ぼうさいあいずみ(藍住町災害対策本部)です。」2回
- カ チャイム

(2) 一般放送

- ア チャイム
- イ 「こちらは、ぼうさいあいずみです。」2回
- ウ 本文
- エ 「こちらは、ぼうさいあいずみです。」2回
- オ チャイム

(3) 時報

定時放送 60秒以内

(放送の依頼)

第10条 同報親局により放送しようとする部課長等は、放送予定日の前日の正午までに放送申請書(様式第5号)を総括管理者に提出し、その承認を得るものとする。ただし、事態が切迫し、その暇がないときは、口頭、電話等によることができる。

2 総括管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を検討し、適当と認めたもの限り、放送するものとする。

(屋外子局を使用しての放送)

第11条 屋外子局を使用して放送することができる事項は、当該子局が設置されている地区における突発的な災害又は人命に関する事項で、当該地区の住民に対し緊急に伝達を必要とする場合とする。

2 放送者は、原則として区長または自主防災組織の長とする。

3 第1項の規定により放送しようとする区長又は自主防災組織の長は、総括管理者の承認を得て、最寄りの屋外子局を使用して放送することができる。ただし、承認を得る暇がない場合は、放送終了後、その内容を速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(放送記録の整理及び保存)

第12条 通信取扱責任者は、放送分を整理し、保存しておかなければならない。

(通信の種類)

第13条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第14条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等の非常事態に関するもの。
- (2) 一般行政連絡に関するもの。
- (3) その他、総括管理者が必要と認めるもの。

(通信の原則)

第15条 通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 必要のない通信を行ってはならない。
- (2) 暗号、隠語等を使用してはならず、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知った時は直ちに訂正しなければならない。

(運用時間)

第16条 無線局は常時運用するものとする。

ただし、平常時においては執務時間内運用を原則とする。

- 2 前項ただし書きの時間以外に無線局を開局し又は閉局するときは、その旨を事前に相手局に連絡しなければならない。
- 3 総括管理者は、災害が発生し又は発生する虞があると認めるときは、遠隔制御器及び陸上移動局を常時開局しておくよう、管理者に指示しなければならない。

(通信の制限)

第17条 総括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(目的外通信の禁止)

第18条 無線局は、目的及び通信の相手方並びに通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信等の防止)

第19条 無線局は、他の無線局にその運用を障害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信の記録)

第20条 取扱責任者又は無線従事者は、通信を行ったときは無線業務日誌に所要事項を記載するものとする。

(呼 出)

第21条 呼出は、次によるものとする。

- (1) 通信の相手方である無線局1局を呼出す場合は、番号計画に基づく固有番号を押釦操作し、接続信号を確認した後、次による。
 - ア 相手局の呼出名称 3回以下
 - イ こちらは 1回
 - ウ 自局の呼出名称 1回
- (2) 呼出に対して応答がないため呼出を反復するときは、間隔をおいて行う。

(一括呼出)

第22条 通信の相手方である無線局を一括して呼出す場合は、番号計画に基づく一括番号を押釦操作し、接続信号を確認した後、次による。

- ア 各局 3回以下
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 1回

(特定一括呼出)

第23条 2以上の特定の無線局を呼出す場合は、番号計画に基づいた2以上の一括呼出番号を順次押
鈕操作し、接続信号を確認した後、次による。

- ア 相手局の呼出名称 3回以下
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出 1回

(応答)

第24条 応答は次によるものとする。

- (1) 無線局は自局に対する呼出信号を受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- (2) 呼出に対する応答は、次の各号を順次送信する。

- ア こちらは 1回
- イ 自局の呼出名称等 1回

- (3) 上記の応答に際して直ちに通信を受信しようとする場合は、応答事項の次に「どうぞ」を送
信する。

(一括呼出に対する応答順位)

第25条 一括呼出に対する各無線局の応答順位は、基地局、次に呼出番号又は名称等の順位によるも
のとする。

ただし、特に急を要する通報等で、且つ、相手局の受信が確実な場合は、相手局の応答を待たずに
通報等の送信ができる。

(通報の送信)

第26条 通報等の送受信は、次の各号を順次送信する。

- ア 相手局の呼出名称 1回
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 1回
- エ 通報等

(メリット)

第27条 通信中における感度及び明瞭度（以下、「メリット」という。）の基準は、次のとおりとす
る。

区 分	受 信 状 態
メリット1	雑音及び歪みの中で、通信内容がかすかに受信できる程度
メリット2	雑音及び歪みが多く、何回か繰り返すことで通信内容が受信できる程度
メリット3	雑音及び歪みが多少あるが、割合容易に通信内容が受信できる程度
メリット4	雑音は多少残るが、十分且つ明確に通信内容が受信できる程度
メリット5	雑音がまったくなく、非常に明快に通信内容が受信できる程度

(試験電波の発射)

第28条 無線設備の試験又は調整のため、試験電波を発射するときは、次の各号に定めるところによ
る。

- (1) 電波を発射する前に聴取を行い、他の通信に混信を与えないことを確認した後、次に掲げる
事項を順次送信する。

- ア ただいま試験中 3回

イ こちらは 1回

ウ 自局の呼出名称 3回

(2)前号の送信の後、1分間聴取を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、次に掲げる事項を10秒以内で順次送信する。

ア 「本日は晴天なり」の連続

イ 自局の呼出名称

(補 則)

第29条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年3月30日から施行する。

4 藍住町地域防災無線局部外設備管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、地域防災計画に基づき、予め定められた場所に設置する地域防災系陸上移動局(以下、「陸上移動局」という。)の管理運用について定めるものとする。

(委嘱)

第2条 免許人は部外に設置された陸上移動局について、当該設置先に運用及び保管を委嘱する。

(設備管理者)

第3条 設備管理者は部外に設置の陸上移動局の管理及び運用を統括し、使用管理者を指導・監督する。

2 設備管理者は、総務課長の職にある者を充てる。

(使用管理者)

第4条 使用管理者は、免許人の委嘱を受ける防災関係機関及び生活関連機関の代表者又はこれの指名する者とする。

2 使用管理者は、別に定める様式の保管証書を設備管理者に提出しなければならない。

(機器等の管理)

第5条 使用管理者は、機器及び付属品の取扱に十分注意し、機器の保管・管理を行うと伴に、円滑な通信の実施に努めるものとする。

(機器等の委譲の禁止)

第6条 機器等は、第三者に対して貸与・譲渡もしくは売却してはならない。

(機器等の使用)

第7条 機器等の使用は、次の場合に限るものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常事態が発生する虞のあるとき。
- (3) 非常通信訓練を実施するとき。
- (4) 一般行政の通報連絡を実施するとき。
- (5) 機器の点検を実施するとき。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、機器の管理及び運用の細則については、別に定めるものとする。

(附則) この規程は、平成8年4月1日から施行する。

保 管 証 書

年 月 日

藍 住 町 長 殿

藍住町地域防災無線局部外設備管理運用規程に基づき、下記の機器を保管・管理致します。

記

1 機 器 名

2 型 名

3 製 造 番 号

4 数 量

使用管理者

住 所

氏 名

5 藍住町地域防災無線協議会規約

(目的)

第1条 藍住町地域防災無線協議会（以下、「協議会」という。）は、藍住町及び藍住町内外の施設等に開設する地域防災系設備（以下、「システム」という。）の相互の適切な運用により、災害発生の未然防止及び災害が発生した場合の被害拡大の防止並びに災害復旧の迅速な措置等に資することを目的とするものである。

(構成)

第2条 協議会は藍住町、防災関係機関及び生活関連機関をもって構成し、会員は協議会会員名簿に登録する。

2 会員は電波法施行規則第5条の2に基づき、「システム」を運用することができる。

(会長等)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は藍住町長を充てる。

3 副会長は藍住町副町長を充てる。

4 会長は協議会を代表し、会を統括する。

5 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は総会とする。

2 総会は毎年1回、定期に開催する。

3 必要がある場合は、臨時に開催することができる。

(総会)

第5条 総会は、次の事項について議決を行う。

(1) 規約の制定、改廃に関すること。

(2) 「システム」の運用に関すること。

(3) 通信訓練の計画及び実施に関すること。

(4) 無線設備の保全整備の計画及び実施に関すること。

(通信訓練)

第6条 会員は災害の発生するおそれのある場合又は発生した場合に備えて、平素から通信運用の円滑な実施を期するため、藍住町地域防災計画に基づき、会長の指揮のもとに年1回以上の通信訓練を実施するものとする。

(無線局使用管理者の選任)

第7条 会員はそれぞれ無線局使用管理者等を指定し、管理・運営に当たる。

2 会員は前項の無線局使用管理者等を指定した場合は、会長に職務・氏名等を届出るものとする。

また、指定解除の場合も同様とする。

(附 則) この規約は、平成8年4月1日から施行する。

無線従事者名簿

No.	(ふりがな) 氏 名	免許番号	資 格	備 考

様式 第2号

主任無線従事者

選（解）任届

※整理 番号	
-----------	--

無線従事者

電気通信監理局長殿

届出者

郵便番号

住 所
(電話番号)

氏名

印

主任無線従事者 第39条
 次のとおり を選（解）任したので、電波法 の規定により届けます。
 無線従事者 第51条

記

無線の種別等

年 月 日現在

主任	(ふりがな) 氏 名	資 格 免許証の番号	選任年月日	職務経歴	住 所

様式 第3号

無線局業務日誌（同報系）

	総括責任者	管理責任者	取扱責任者
査問			

呼出名称 _____ MHz _____ W

年 月 日		無線従事者	資格	氏名	特記事項	
種類	区分	区 域 (個別の場合に限る)		開始時刻	注	
					1	2
定時・緊急	一斉・個別					
定時・緊急	一斉・個別					
定時・緊急	一斉・個別					
定時・緊急	一斉・個別					
定時・緊急	一斉・個別					
定時・緊急	一斉・個別					
定時・緊急	一斉・個別					
				一日の延べ通信回数	回	
その他（注3）						
注1 (1) 空電・混信・受信感度の減退等の通信状態 (2) 通信事項・その他参考となる事項 注2 (1) 機器の故障の事実・原因及びこれに対する措置の内容 (2) 電波の規正についての指示をうけたときはその事実及び措置の内容 (3) 法第74条第1項に規定する通信の実施状況 (4) 発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときはその措置の内容 (5) 法規第80条第2項の場合はその事実 (6) その他参考となる事項						

様式第3号

無線業務日誌

年 月

無線局 管理責任者	
--------------	--

無線 従事者	資格	氏名	資格	氏名	服 務 時 間 (平 常 時)						
					平日 (月曜～金曜) 自 時 分～ 時 分						
					土曜日 (閉庁日を除く) 自 時 分～ 時 分						
日	曜日	サービス時間 変更の場合	無線 従事者	日	曜日	サービス時間 変更の場合	無線 従事者	日	曜日	サービス時間 変更の場合	無線 従事者
1				11				21			
2				12				22			
3				13				23			
4				14				24			
5				15				25			
6				16				26			
7				17				27			
8				18				28			
9				19				29			
10				20				30			
								31			

日	曜日	時 間	・非常通信の実施状況・空電、混信、受信感度の減退等の通信状況 ・機器状態・その他参考となる事項

無線局毎日点検記録簿
(地域防災系)

通信取扱責任者

点検年月日	年 月 日	天候	点検者氏名
点 検 の 項 目		点 検 の 結 果	
固定局・基地局・移動局の外観			
電源電圧			
電源電流			
電源コード			
接地線			
電源スイッチ			
電源ランプ			
固定局・基地局・移動局のプレストーク			
送信ランプ			
変調入力			
選択機能			
音量調節			
スケルチ調整			
統制機能			

様式 第4号-1

無線局日例点検記録簿（同報系）

無線局管理者

点検年月日	年	月	日	天候	点検者氏名	
設備の区分	点検の項目					結果
無線装置	電源電圧		V	電源電流		A
	電源ランプ		点灯	消灯		
	無線機器動作状態					
	AC電源を切ると予備電源にて動作					
操作卓	選択呼出し（一斉・緊急一斉・個別・群別）の動作					
	空線状態で送信ボタンを押すと占有状態になり送出可能					
	電波発射終了後の空線状態					
	チャイム、マイクロホン、テープ（レコード）等の入力調整					
	無線送出と別に親局だけの拡声の動作					
	音声レベル及び信号レベルのVUメータでの監視					
AC電源を切るとすべての機器がバッテリーで動作						

無線局月点検記録簿
(地域防災系)

管理責任者

点検年月日	年 月 日	天候	点検者氏名
整備の区分	点 検 の 項 目		点 検 の 結 果
無線局の 予備装置	電源電圧	V	電源電流 A
	電源ランプ	点灯	消灯
	現用装置の切換	自動	手動
	作 動 状 況	プレストーク	
		送信ランプ	
		変 調 入 力	
		選 択 機 能	
		音 量 調 節	
		スケルチ調整	
		統 制 機 能	
予備電源 装 置	電源電圧	V	電源電流 A
	電源ランプ	点灯	消灯
	スターター用蓄電池電圧	V比重	
	燃料	潤滑油	
空 中 線	送 信 用		
	受 信 用		

無線局月例点検記録簿（同報系）

					無線局管理責任者		
点検年月日	年 月 日	天 候	点検者氏名				
設備の区分	点 検 の 項 目					結 果	
予備電源 装 置	電源ランプ		点灯	消灯			
	スターター用蓄電池電圧			V比重			
	燃料	リットル・潤滑油		リットル			
非常灯	室 室・		室 室				
空中線系	送信用		受信用				
子局設備	音声試験	子 局 NO	結 果	子 局 No	結 果		

無線局年点検記録簿

(地域防災系)

		総括管理者	管理責任者	通信取扱責任者			
無線局名		実施年月日		通信担当者		測定者	
		年 月 日		印		印	
1	送信出力	進行 W (W) 反射		VSWR			
2	指定周波数	MHz		周波数偏差	Hz		
3	受信感度	dB		スケルチ動作点	dB		
4	スプリアス輻射						
5	各部動作状況						
項 目		判 定		項 目		判 定	
		良	否			良	否
現予切替動作				空 中 線			
機器取付金具				同軸ケーブル			
マイクロホン				携帯用電源			
スピーカー				電 源 関 係			
ランプチェック				部品交換の有無			
筐体の外観							
6	その他参考事項						

様式 第4号の3

年間点検記録簿（同報系）

管理責任者	通信取扱責任者

1 無線機

無線局名		実施年月日		通信担当者		測定者	
		年	月	日	印		印
	点検項目	現用	予備		点検項目	現用	予備
1	送信出力	W	W	5	変調レベル(70%)	dBm	dBm
2	指定周波数	MHz	MHz	6	受診感度	dB	dB
3	周波数偏差	Hz	Hz	7	ランプチェック	良否	良否
4	スプリアス輻射			8	空中線状況	良	否

2 統制卓

	点検項目	判定			点検項目	判定	
		良	否			良	否
1	手動通報			6	セレコール周波数		
2	一斉通報			7	サイレン動作		
3	個別通報			8	カセットデッキ動作		
4	緊急通報			9	マイクロホン動作		
5	終話通報			10	ランプチェック		

3 電源装置

	点検項目	判定値			点検項目	判定値	
1	電源電圧 1 2V	DC	V	4	インバータ電圧	AC	V
2	電源電圧 1 2V	DC	V	5	電池液面状況		%
3	蓄電池電圧	DC	V	6	発動発電機テスト		

4 装置架

	点検項目	判定			点検項目	判定	
		良	否			良	否
1	自動放送装置動作			3	モニターの動作		
2	カセットデッキ動作			4	停電時の起動		

5 子局設備

	点検項目	測定値											
		局名											
1	受信感度 (dB)												
2	周波数偏差 (Hz)												
3	ランプ出力 (W)												
4	S/N (dB)												
5	電源電圧 (V)												
6	電池の状況	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否
7	セレコール動作 (一斉)	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否
8	セレコール動作 (個別)	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否
9	セレコール動作 (終話)	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否
10	サイレン動作	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否
11	マイク動作	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否
12	外筐・アンテナ・スピーカー・ケーブル	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否	良	否

6 特記事項

--

防災行政無線通信依頼書

統括管理者 (町長)		管理責任者 (総務課長)	通信取扱 責任者 (担当課長)	通信取扱者	
依頼年月日	年 月 日		依頼所属長	印	
件名					
通信日時	年 月 日		開始 時 分		
			終了 時 分		
通信区域	A 一斉		B 個別(地区別)		
1 通信2日前の正午までに提出して下さい。 2 通信文は簡潔に表現して下さい。 3 ※印は記入しないで下さい。			※ 処 理	通信番号	
				担当者	

3. 気象予警報、地震・津波情報等に関する資料

3-1 徳島地方気象台が発表する特別警報、警報・注意報の発表基準（藍住町）

1 特別警報

現象の種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

(参考) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

<大雨特別警報（浸水害）の場合>

以下①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布で5段階のうち、最大の危険度が出現している市町村等に発表する。

- ①48時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、50格子以上まとまって出現
- ②3時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm^{※2}以上となった格子のみをカウント対象とする）。

<大雨特別警報（土砂災害）の場合>

過去の多大な被害をもたらした減少に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨^{※3}が更に降り続くと予想される場合、その講師が出現している市町村等に発表する。

※1 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中にたまっている状態を表す値

※2 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当

※3 激しい雨：1時間におおむね30mm以上の雨

雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧（令和4年3月24日現在）

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市	697	205	350
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	鳴門市	541	162	297
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	小松島市	682	219	335
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	松茂町	554	175	307
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	北島町	580	179	318
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	藍住町	598	183	325
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	板野町	591	186	323
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	吉野川市	676	190	346
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	阿波市	552	175	309
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	美馬市脇・美馬・穴吹	594	158	311
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	石井町	631	192	339
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	上板町	609	191	332
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	つるぎ町半田・貞光	618	154	314
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	美馬市木屋平	1000	225	435
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	佐那河内村	909	222	418
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	神山町	898	214	408
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	つるぎ町一宇	825	181	379
徳島県	徳島県	北部	三好	三好市	668	160	328
徳島県	徳島県	北部	三好	東みよし町	536	139	278
徳島県	徳島県	南部	阿南	阿南市	696	222	338
徳島県	徳島県	南部	那賀・勝浦	勝浦町	926	231	412
徳島県	徳島県	南部	那賀・勝浦	上勝町	1166	246	478
徳島県	徳島県	南部	那賀・勝浦	那賀町	1105	246	460
徳島県	徳島県	南部	海部	牟岐町	851	251	379
徳島県	徳島県	南部	海部	美波町	787	255	371
徳島県	徳島県	南部	海部	海陽町	1079	265	447

注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量（mm）、R03：3時間降水量（mm）、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index）。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) 雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧については、気象庁ホームページに掲載されている（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf>）。

注4) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5) 大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注6) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

2 警報・注意報

令和4年5月26日現在
発表官署 徳島地方気象台

藍住町	府県予報区		徳島県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		徳島・鳴門	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	23
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	旧吉野川流域=32.2
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	吉野川 [岩津]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	*2
注意報	大雨		表面雨量指数基準	13
			土壌雨量指数基準	185
	洪水		流域雨量指数基準	旧吉野川流域=25.7
			複合基準*1	旧吉野川流域= (6, 20.9) 吉野川流域= (10, 98.4)
			指定河川洪水予報による基準	吉野川 [岩津]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ		積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上 2 最高気温7℃以上*3 3 降水量10mm以上	
	低温		最低気温-3℃以下*4	
	霜		晩霜期 最低気温4℃以下	
着氷				
着雪		24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-2℃~2℃		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

- *1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。
- *2 徳島県が定める基準水位観測所 (小松島) における高潮特別警戒水位 (1.8m) への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある。
- *3 気温は徳島地方気象台の値
- *4 気温は徳島地方気象台の値

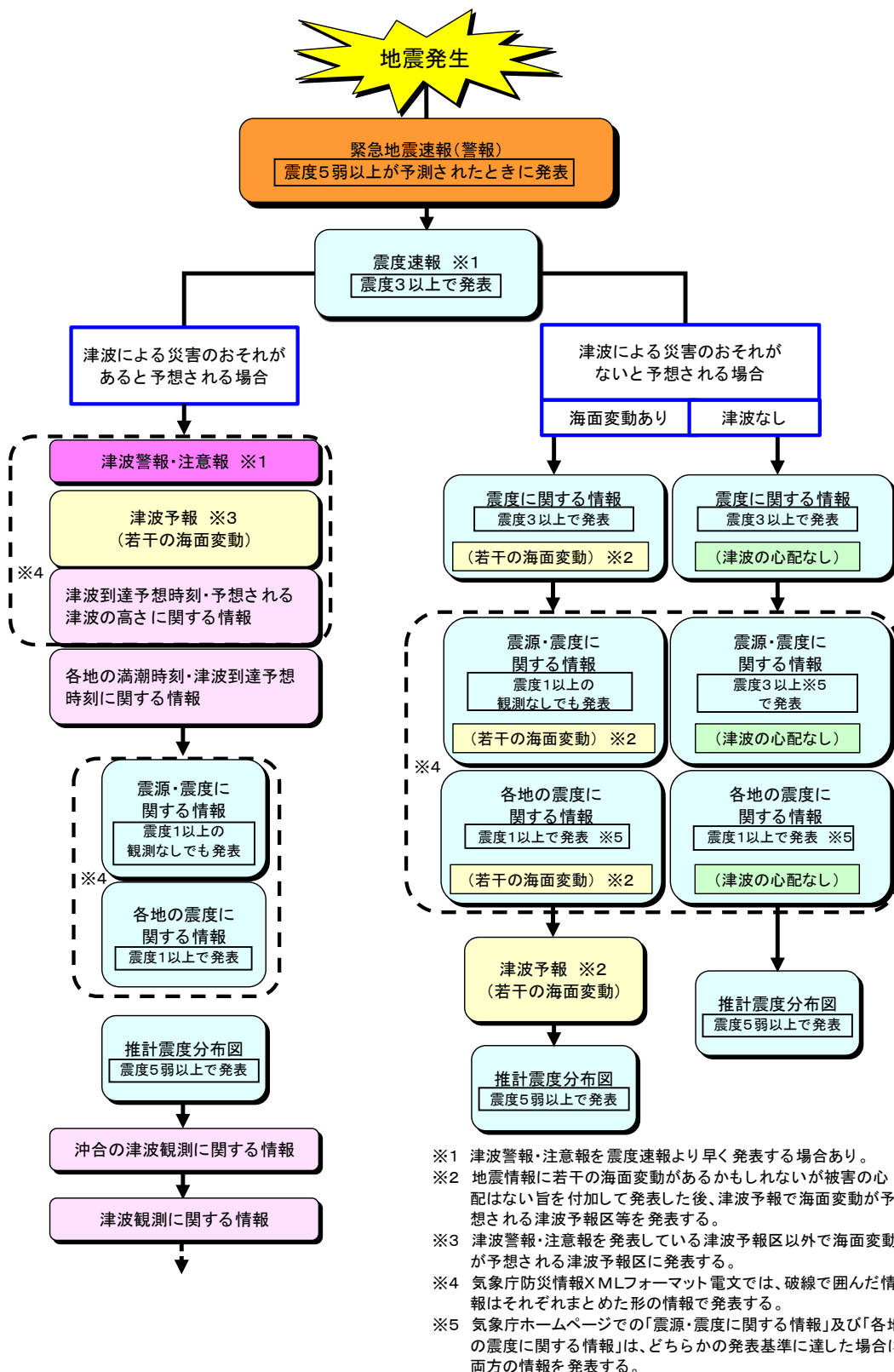
<市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説>

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

【参考】

- 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/dojoshisu.html>) を参照。
- 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。
- 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

3-2 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容



出典：気象庁ホームページ「地震情報について」

(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html>)

1 地震に関する情報

(1) 緊急地震速報

気象庁は、地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱以上と予想された場合、震度4以上が予想された地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

また、気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

【地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称】

区分	情報発表の名称	内 容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。）
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 地震に関する情報

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るに従って、順次以下のような情報を発表する。

【地震情報の種類、発表基準と内容】

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報 ^{*1}	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

情報の種類	発表基準	内 容
各地の震度に関する情報 ^{*1}	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震発生の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に記載）

*1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の1つの情報で発表

2 津波に関する情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときには地震の規模や位置をすぐに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

このとき、津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表時点では、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。

※ 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波警報等の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

【津波情報の種類と発表内容】

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 [※] や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表 [※] この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

（注1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容】

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準と発表内容】

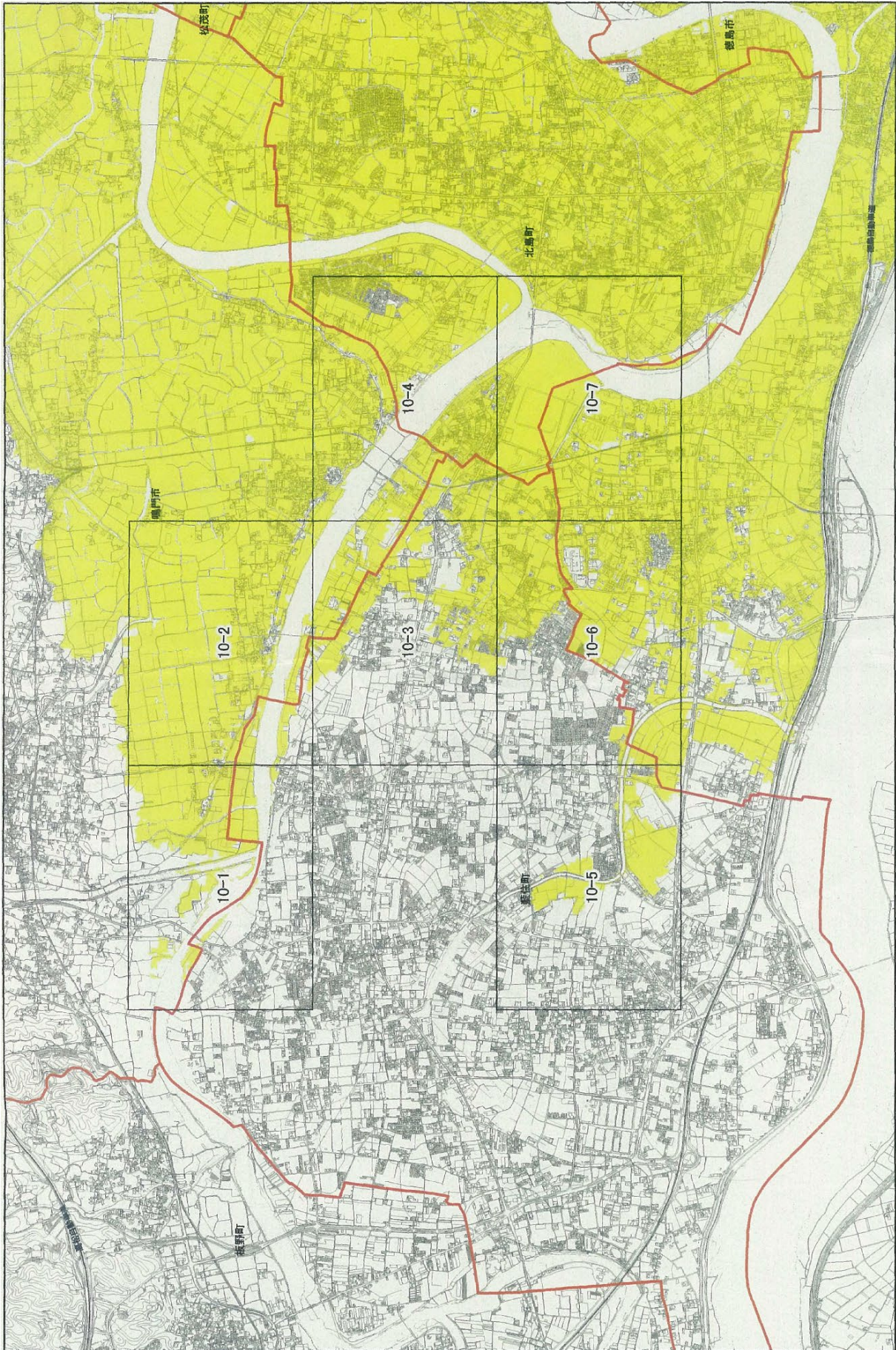
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4. 災害危険区域等に関する資料

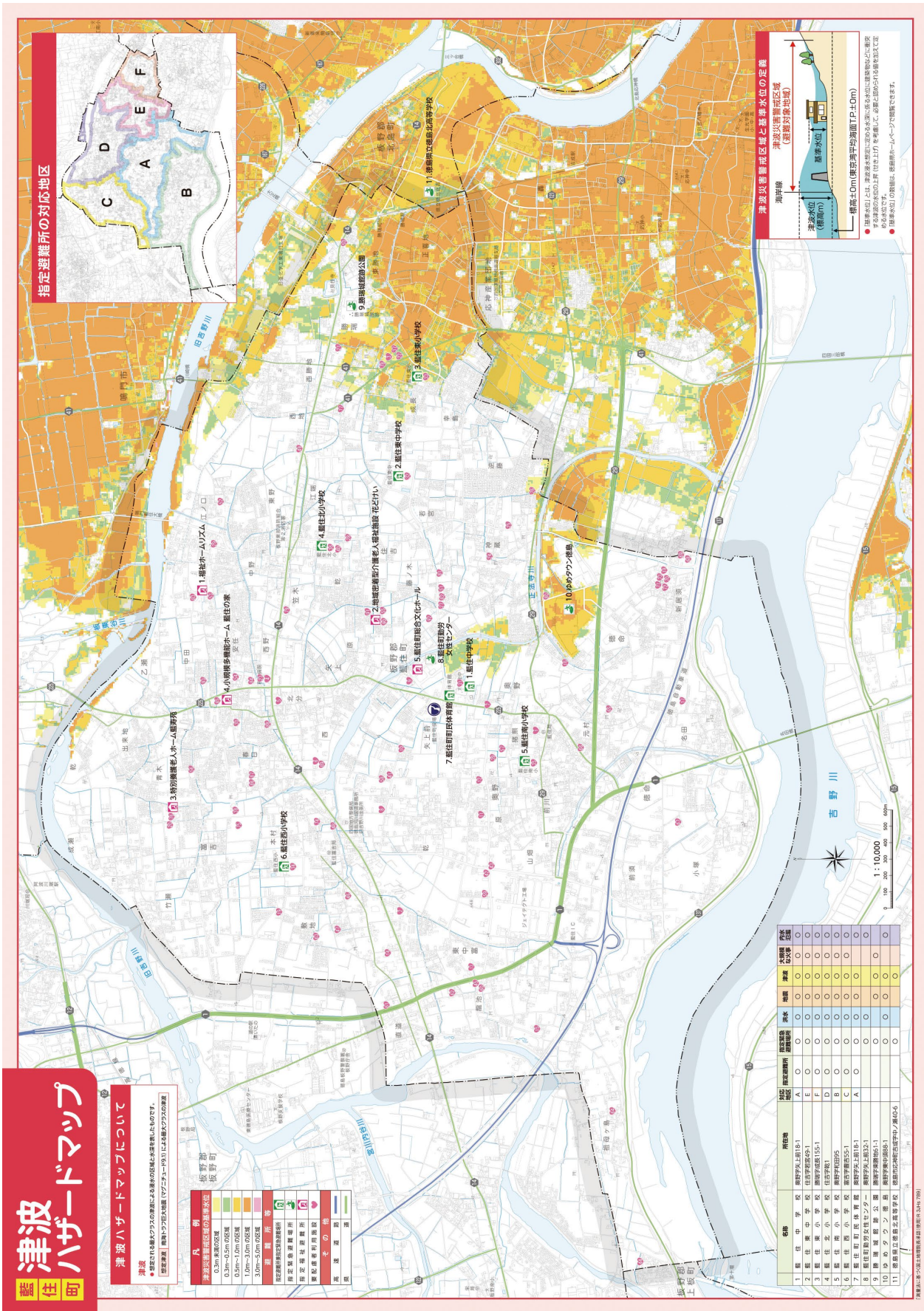
4-1 津波災害警戒区域一覽

藍住町	大字	小字
	奥野	猪熊
		東中須
		矢上前
	乙瀬	乾
		井利口
		江口
		川口
		北新田
		中田
		東新田
	勝瑞	幸島
		正喜地
		新田
		成長
		西勝地
		西地
		東勝地
	住吉	逆藤
		神蔵
		千鳥ヶ浜
	徳命	元村東
	矢上	原

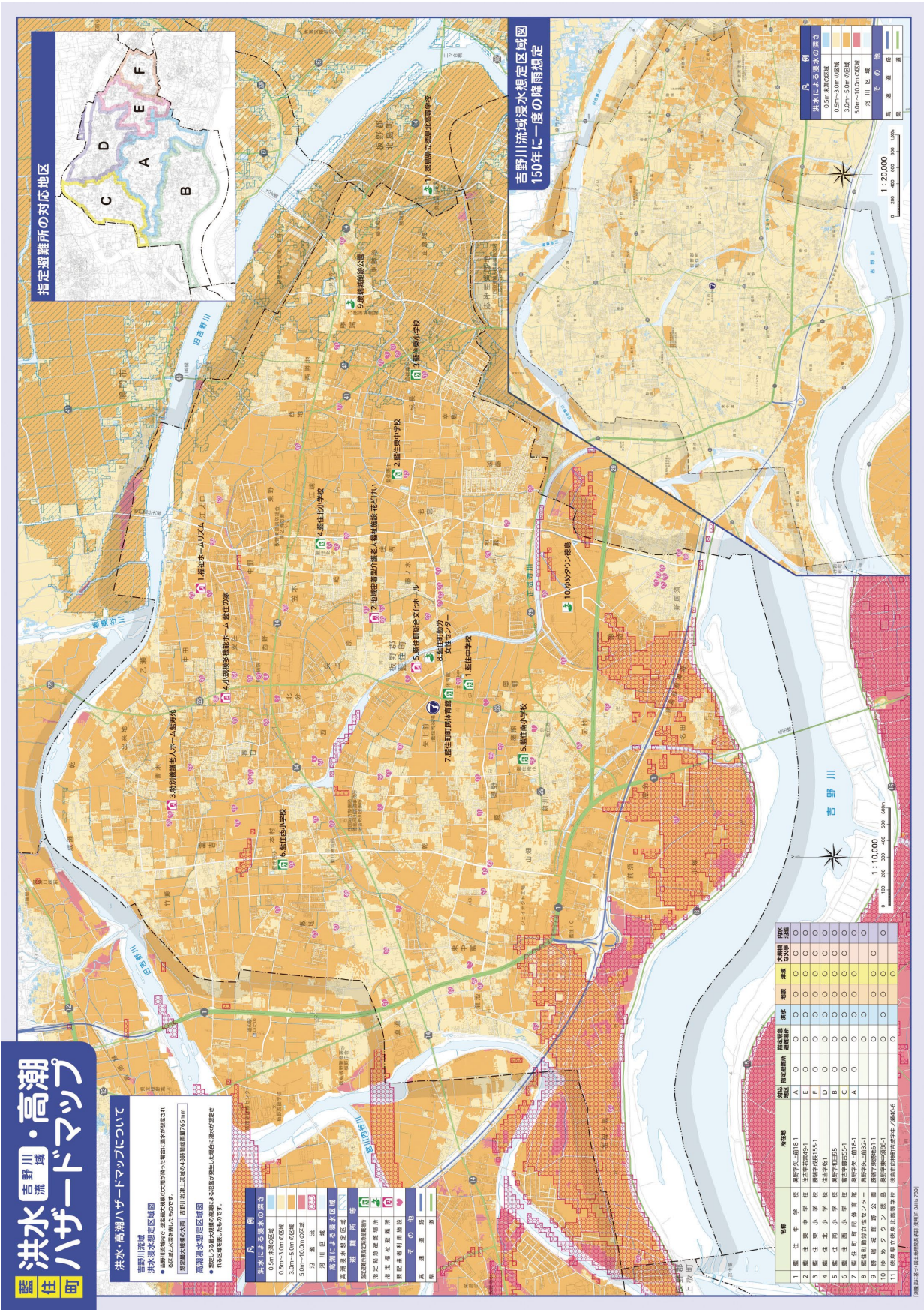
4-2 津波災害警戒区域位置図



4-3 藍住町ハザードマップ（津波）



4-4 藍住町ハザードマップ (洪水・高潮)



4-5 要配慮者利用施設一覧

(種別欄)

医：医療施設

児：児童福祉施設

学：幼稚園、小・中学校

障：障がい者（児）施設

高：高齢者施設

(災害種別 … 浸水想定区域、災害警戒区域内に位置する施設を○で示す。)

洪水…洪水浸水想定区域内（根拠法：水防法）

津波…津波災害警戒区域（イエローゾーン）内（根拠法：津波防災地域づくりに関する法律）

高潮…高潮浸水想定区域内（根拠法：水防法）

No.	種別	施設の名称	所在地	電話番号	洪水	津波	高潮
1	医	清水内科	奥野字和田71-13	088-692-8900	○		
2	医	中山産婦人科	東中富字長江傍示5-6	088-692-0333	○		
3	医	森本医院	勝瑞字成長62	088-641-4141	○	○	
4	医	稲次病院	笠木字西野50-1	088-692-5757	○		
5	医	浜病院	矢上字北分95	088-692-2317	○		
6	医	矢野医院	矢上字西160-102	088-692-4411	○		
7	児	ソーレ・インターナショナル保育園 藍住園	奥野字猪熊67-2	088-677-7080	○		
8	児	藍住南ひまわり保育園	奥野字乾104	088-676-2210	○		
9	児	藍住町立中央保育所	奥野字矢上前41-3	088-692-3105	○		
10	児	ア・リトルミー保育ルーム 藍住園	奥野字矢上前134-50	088-693-1571	○		
11	児	奥野児童館	奥野字原27-1	088-692-8858	○		
12	児	奥野児童クラブ			○		
13	児	第2奥野児童クラブ			○		
14	児	あいずみ保育園	東中富字龍池傍示44-1	088-692-0234	○		
15	児	あいあいキッズ	東中富字長江傍示5-6	088-693-0887	○		
16	児	藍住あおば保育園	東中富字長江傍示55	088-692-7218	○		
17	児	東中富児童館	東中富字西傍示33-2	088-692-8810	○		
18	児	藍住ゆめあい保育園	徳命字元村東121-3	088-692-2358	○		
19	児	ひなた保育園	徳命字新居須73-1	088-692-0501	○		
20	児	徳命児童館	徳命字中ノ丁152-2	088-692-4801	○		
21	児	富吉児童館	富吉字大向5-1	088-692-7045	○		
22	児	富吉児童クラブ			○		
23	児	あいあい保育園	富吉字穂実71-1	088-693-3886	○		

No.	種別	施設の名称	所在地	電話番号	洪水	津波	高潮
24	児	藍住ひまわり保育園	勝瑞字西勝地285-1	088-641-3045	○		
25	児	勝瑞児童館	勝瑞字成長70-5	088-641-4040	○	○	○
26	児	勝瑞児童クラブ			○	○	○
27	児	社会医療法人凌雲会ちびっこ園	笠木字西野6-3	080-4061-7125	○		
28	児	住吉児童館	住吉字神蔵78	088-692-0221	○		
29	児	住吉児童クラブ			○		
30	児	第2住吉児童クラブ			○		
31	児	ニチイキッズあいずみ北保育園	住吉字神蔵171-13	088-637-3087	○		
32	児	ニチイキッズあいずみさかふじ保育園	住吉字逆藤7-4	088-692-7281	○	○	
33	児	セサミ藍住園	住吉字藤ノ木85-15	088-693-3080	○		
34	児	認可保育園おひさま	住吉字江端8-1	088-693-3317	○		
35	児	江ノ口児童館	矢上字江ノ口17-1	088-692-4827	○		
36	児	西部児童館	矢上字北分17-1	088-692-7773	○		
37	児	西部児童クラブ			○		
38	学	藍住中学校	奥野字矢上前18-1	088-692-2505	○		
39	学	藍住東中学校	住吉字若宮49-1	088-692-6520	○		
40	学	藍住東小学校	勝瑞字成長155-1	088-641-2222	○	○	○
41	学	藍住西小学校	富吉字豊吉55-1	088-692-2436	○		
42	学	藍住南小学校	奥野字和田95	088-692-2238	○		
43	学	藍住北小学校	住吉字乾1	088-692-2315	○		
44	学	藍住東幼稚園	勝瑞字成長65	088-641-2210	○	○	○
45	学	藍住西幼稚園	富吉字地神79	088-692-7855	○		
46	学	藍住南幼稚園	奥野字猪熊89-1	088-692-3843	○		
47	学	藍住北幼稚園	住吉字乾1	088-692-3841	○		
48	障	すみれ・あいずみ作業所	奥野字矢上前151-1	088-693-0032	○		
49	障	れもんキッズ藍住	奥野字長江口77-1	088-693-3202	○		
50	障	障害者福祉サービス事業所 クローバー	奥野字原223-1	088-679-7105	○		
51	障	きりん教室 あいずみ	東中富字龍池傍示52-6	088-678-7217	○		
52	障	放課後等デイサービスいつもここから	東中富字敷地傍示50-1	088-692-8589	○		
53	障	放課後等デイサービスいつもここからⅡ	東中富字敷地傍示5-4	088-692-8589	○		
54	障	オレンジノート	東中富字西安永133-59	088-635-8461	○		
55	障	ミント	富吉字豊吉98-3	088-635-9521	○		

No.	種別	施設の名称	所在地	電話番号	洪水	津波	高潮
56	障	ライフ・サポート	乙瀬字青木10-6	088-692-1850	○		
57	障	放課後等デイサービスいつもここからⅢ	勝瑞字西地93-4	088-692-8589	○		
58	障	共同生活援助 しょうずい	勝瑞字東勝地346-5	088-641-0750	○		
59	障	ゆうあいホーム	住吉字逆藤39-95	088-689-1381	○		
60	障	すだちホーム	住吉字逆藤56-11	088-689-1381	○		
61	障	ギフトッド藍住	住吉字藤ノ木82-6	088-660-7015	○		
62	障	チームカネイ	矢上字江ノ口41	088-692-3053	○		
63	障	青い葉 藍住	矢上字江ノ口46-1	088-660-1748	○		
64	障	福祉ホームリズム	矢上字安任56-5	088-692-6699	○		
65	障	就労支援センターハーモニー	矢上字安任56-5	088-692-6699	○		
66	障	障がい者デイセンター凌雲	矢上字安任156-1	088-637-3373	○		
67	障	こどもリハスタジオ メロディー			○		
68	障	キッズステーション テレサ	矢上字原127-2	088-693-3555	○		
69	高	グループホーム樹園	奥野字猪熊91-4	088-692-1788	○		
70	高	デイサービスかるがも苑	奥野字乾40-3	088-692-3690	○		
71	高	デイケアセンターつどい	奥野字長江口70-7	088-692-1175	○		
72	高	清水内科介護医療院	奥野字和田71-13	088-692-8900	○		
73	高	デイサービス二輪草	東中富字権現傍示51-1	088-692-5151	○		
74	高	有料老人ホーム高齢者サポートハウスまごの手	東中富字舩傍示15-6	088-693-1557	○		
75	高	サービス付き高齢者向け住宅アルザス・ロレーヌ虹の橋	東中富字舩傍示54-3	088-678-8114	○		
76	高	デイサービスコルマール	東中富字舩傍示54-3	088-678-8125	○		
77	高	デイサービスいつでも夢を	東中富字北傍示45-5	088-692-8589	○		
78	高	サービス付き高齢者向け住宅 いつもここから			○		
79	高	民家型デイサービス いつもここから	東中富字敷地傍示50-1	088-692-8589	○		
80	高	デイサービス優樹	東中富字慶長47-1	088-692-5553	○		
81	高	住宅型有料老人ホーム百華	徳命字元村112-6	088-660-7001	○		
82	高	住宅型有料老人ホーム茶華	徳命字前須東13-1	088-660-7001	○		
83	高	デイサービス歩の華	徳命字前須東13-1	088-635-7665	○		
84	高	デイセンター日吉丸	徳命字小塚北92-3	088-693-0001	○		
85	高	グループホーム藤吉郎	徳命字小塚北92-3	088-693-0003	○		
86	高	清水内科デイサービスセンター	徳命字新居須64-2	088-637-3400	○		

No.	種別	施設の名称	所在地	電話番号	洪水	津波	高潮
87	高	グループホーム碧	徳命字新居須64-2	088-693-4550	○		
88	高	有料老人ホームライフコンシェルジェ徳島	徳命字新居須65-1	088-677-7400	○		
89	高	デイサービス優	徳命字新居須65-1	088-677-5300	○		
90	高	イツモ藍住南館	徳命字新居須76-1	088-678-2238	○		
91	高	リニエハイム藍住	徳命字新居須77-1	088-677-9925	○		
92	高	リニエデイサービス藍住	徳命字新居須77-1	088-677-9926	○		
93	高	イツモ藍住	徳命字新居須80-1	088-693-1878	○		
94	高	デイサービスセンター恵藍住			○		
95	高	ライフヴィライース徳島	富吉字豊吉86-1	088-679-8100	○		
96	高	ショートステイ彩	富吉字豊吉86-1	088-679-8105	○		
97	高	デイサービス彩	富吉字豊吉86-1	088-679-9500	○		
98	高	さわやか徳島デイサービスセンター	富吉字地神60-3	088-692-3457	○		
99	高	特別養護老人ホーム藍寿苑	富吉字穂実66-3	088-692-5166	○		
100	高	特別養護老人ホーム藍寿苑			○		
101	高	デイサービスセンター藍寿苑	富吉字穂実66-3	088-692-5166	○		
102	高	サービス付き高齢者向け住宅みどり	勝瑞字西勝地12-1	088-641-4165	○		
103	高	グループホーム成長苑	勝瑞字成長55-1	088-683-3335	○	○	○
104	高	デイケア勝瑞苑	勝瑞字成長62	088-641-6460	○	○	
105	高	デイケアあいそら	住吉字千鳥ヶ浜110-5	088-678-7727	○	○	
106	高	デイサービスセンターかのん	住吉字藤ノ木61-1	088-692-2292	○		
107	高	有料老人ホームクレア藍住	住吉字藤ノ木83-2	088-677-6511	○		
108	高	クレア・デイサービスセンター	住吉字藤ノ木83-2	088-677-6514	○		
109	高	クレア藍住デイサービス	住吉字藤ノ木83-2	088-677-6515	○		
110	高	RACケアスタジオ藍住	住吉字藤ノ木83-2	088-677-6511	○		
111	高	グループホーム親の家	矢上字安任56-1	088-692-9955	○		
112	高	ショートステイ昴	矢上字安任137-1	088-692-0700	○		
113	高	老人保健施設昴			○		
114	高	介護老人保健施設昴			○		
115	高	看護小規模多機能ホーム昴			○		
116	高	ケアハウスサンガーデン凌雲	矢上字安任156-1	088-637-3377	○		
117	高	メディション凌雲	矢上字安任175-5	088-679-8880	○		
118	高	小規模多機能ホーム藍住の家	矢上字安任175-5	088-679-8882	○		

No.	種別	施設の名称	所在地	電話番号	洪水	津波	高潮
119	高	有料老人ホーム 蘭方	矢上字春日100-2	088-676-2317	○		
120	高	デイサービスセンター蘭方			○		
121	高	サービス付き高齢者向け住宅ゆうひな	矢上字北分6-4	088-624-7471	○		
122	高	デイサービスゆうひな			○		
123	高	グループホーム矢野	矢上字西160-29	088-692-3025	○		
124	高	ショートステイ花どけい	矢上字原127-1	088-693-1187	○		
125	高	地域密着型特別養護老人ホーム花どけい	矢上字原127-1	088-693-3555	○		
126	高	ケアハウス矢上	矢上字原127-2	088-693-3555	○		
127	高	グループホーム矢上	矢上字原129-3	088-692-1833	○		
128	高	住宅型有料老人ホーム 和	矢上字原190-1	088-692-6002	○		
129	高	デイサービスセンター藍	乙瀬字中田98-20	088-637-3011	○		
130	高	生活支援ハウス藍			○		
131	高	デイサービスセンター藍			○		

5. 災害時における協定、主な連絡先に関する資料

5-1 災害時における協定一覧

No.	協定名	協定の内容	締結年月日	協定の相手
1	災害救助犬の出勤に関する協定書	人命救助活動	平成14年6月26日	(社)ジャパンケネルクラブ
2	徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書	資機材の提供、職員の派遣等	平成19年8月10日	12市町村
3	災害発生等緊急時における施設提供に関する協定書	周辺住民の避難場所	平成16年11月1日	(株)ティ・ケイ産業 (パルス藍住)
4	災害・事故等時に医療救護に関する協定書	救護活動	平成17年11月24日	(社)板野郡医師会
5	災害時における物資供給の応援に関する協定書	物資(食料品, 飲料水, 日用品, その他)を確保・供給	平成20年7月1日	アクサス(株)
6	災害時における物資供給の応援に関する協定書	災害時対応型自動販売機内の機内在庫製品の無償提供	平成21年3月10日	四国コカ・コーラボトリング(株)
7	災害時の応急対策業務についての協定書	避難者等への給食に関する設備機械及び労力提供	平成21年4月1日	(株)メフォス
8	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	災害時における廃棄物の処理等の協力	平成22年3月25日	(社)徳島県産業廃棄物処理協会
9	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書	災害時における仮設トイレの供給設置協力	平成23年8月31日	喜多機械産業(株)藍住営業所
10	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書	災害時における仮設トイレの供給設置協力	平成23年9月5日	(有)マルシンクリーン
11	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	災害時に現地情報連絡員の派遣、支援要請	平成23年10月26日	国土交通省 四国地方整備局
12	災害時における物資供給の応援に関する協定書 災害発生等緊急時における施設提供に関する協定書	物資(食料品, 飲料水, 日用品, その他)の確保・供給、周辺住民の避難場所	平成23年11月21日	(株)イズミ
13	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	町有施設等の電気施設の応急復旧	平成25年3月14日	徳島県電気工事業工業組合
14	災害時の協力に関する協定書	町有施設に対する電力供給設備の優先復旧	平成25年3月15日	四国電力(株)
15	災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	公共土木施設の応急復旧に関する協力	平成25年4月1日	藍住町建設業協同組合
16	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	復旧、復興に係る物資の提供、職員派遣、避難施設の提供	平成25年6月6日	鳥取県町村会
17	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	生活応急物資の提供(LPガス及び容器、燃焼器具、その他)	平成25年8月23日	一般社団法人徳島県LPガス協会板野地区会
18	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	災害時における通信の確保	平成25年12月10日	西日本電信電話株式会社
19	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時における一時避難	平成25年12月26日	徳島県立徳島北高校

No.	協定名	協定の内容	締結年月日	協定の相手
20	GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	災害時における津波情報の配信	平成27年4月3日	国土交通省 四国地方整備局
21	災害発生時における藍住町と藍住町内郵便局の協力に関する協定	災害時における郵便業務に関する協定	平成27年7月1日	藍住町内郵便局
22	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設に関する協定(福祉ホーム リズム)	平成28年4月1日	社会福祉法人凌雲福祉会
23	大規模災害時における水道の応急給水・応急復旧に関する協定書	災害時における水道の応急給水・応急復旧に関する協定	平成28年4月15日	藍住町上下水道工事店協同組合
24	災害時における量の供給等の協力に関する協定	災害時における量の供給等の協力に関する協定	平成29年2月20日	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
25	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定	平成29年7月12日	公益社団法人徳島県建築士会
26	災害時における避難者に対する理容サービス業務の提供協力に関する協定書	災害時における避難者に対する理容サービス業務の提供協力に関する協定	平成30年4月23日	理容たけうち
27	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設に関する協定(地域密着型介護老人福祉施設 花どけい)	平成30年6月29日	社会福祉法人 サンシティあい
28	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設に関する協定(特別養護老人ホーム 藍寿苑)	平成30年7月23日	社会福祉法人 凌雲福祉会
29	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設に関する協定(小規模多機能ホーム 藍住の家)	平成30年7月23日	社会医療法人 凌雲会
30	災害時等における無人航空機等による情報収集活動に関する協定書	無人航空機等を活用した情報収集活動に関する協定	平成31年4月17日	(株)フジタ建設コンサルタント
31	広告付防災標識看板に関する協定書	町内に既設の電柱等に最寄りの避難所等の災害情報を表示する看板の設置に関する協定	令和2年2月27日	(株)ア ク セ ル 徳 島 (株)井内
32	災害時における復旧支援協力に関する協定	発災時の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	令和2年3月9日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
33	災害時等における物資提供等の協力に関する協定	発災時に王子コンテナ株式会社様が保有している段ボールベッド等の物資を提供することに関する協定	令和2年6月25日	王子コンテナ(株)徳島工場
34	災害に係る情報発信等に関する協定	発災時に住民へ災害情報を発信することに関する協定	令和2年7月16日	ヤフー(株)
35	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	発災時に避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	令和3年1月19日	ネットヨタ徳島株式会社
36	災害時における公共土木施設の応急対策及び災害廃棄物の処理等に関する協定	発災時の公共土木施設の機能確保及び災害廃棄物の処理に関する協定	令和3年11月1日	株式会社漆原商事
37	災害時における電動車両等の支援に関する協定	発災時に避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	令和3年12月24日	徳島三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社

5-2 災害時における主な連絡先

1 指定地方行政機関

機関名	電話番号	県ネットワーク 無線電話
徳島地方気象台 〒770-0864 徳島市大和町2-3-36	<電話番号(平日)> (088) 626-0676 <電話番号(夜間・休日)> (088) 622-3857 <FAX(平日)> (088) 626-0680 <FAX(夜間・休日)> (088) 652-9407	電話 観測予報管理官室 221**1 防災管理室 221**2 FAX 8-221
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 〒770-8554 徳島市上吉野町3-35	<電話番号(平日)> (088) 654-2211 (代表) ※内線 405・281 (088) 654-9610 (直) <電話番号(夜間・休日)> (088) 654-2211 (代表) <FAX(平日)> (088) 654-9616 <FAX(夜間・休日)> (088) 654-9616	

2 県

機関名	電話番号	県ネットワーク 無線電話
徳島県危機管理環境部 〒770-8570 徳島市万代町 1-1	危機管理政策課 <電話番号(平日)> (国民保護等) (088) 621-2708 <電話番号(夜間・休日)> (088) 621-2708 (衛視室) 夜間・休日は個人へ転送 <FAX> (088) 621-2987 (088) 624-1063 (衛視室) <メールアドレス> kikikanriseisakuka@pref.tokushima.jp	電話 (危機管理環境部) 088-621-9503 088-621-2708 (衛視室) 088-621-2057 FAX 088-621-9503 088-621-9366 (市町村等から) 8099**2987 8099**9366
	とくしまゼロ作戦課 <電話番号(平日)> (防災担当) (088) 621-2716 (088) 621-2281 <電話番号(夜間・休日)> (088) 621-2057 (衛視室) <FAX> (088) 621-2849 (088) 624-1063 (衛視室) <メールアドレス> tokushimazerosakusenka@pref.tokushima.jp	電話 (危機管理環境部) 088-621-9500 088-621-2281 (衛視室) 088-621-2057 FAX 088-621-2987 088-621-9366 (市町村等から) 8099**2987 8099**9366

3 警察・消防

機関名	電話番号	県ネットワーク 無線電話
徳島板野警察署板野庁舎 〒779-0105 板野町大寺字大向34-1	< 電話番号 > (088) 672-0110 (代表) 藍住町東交番 < 電話番号 > (088) 692-3342 藍住町西交番 < 電話番号 > (088) 692-2517	
板野東部消防組合 〒771-0201 北島町北村字大開11-1	< 電話番号 (平日) > 消防本部警防課 (088) 698-9903 < 電話番号 (夜間・休日) > 通信指令室 (088) 698-9119 < FAX (平日) > 消防本部警防課 (088) 697-3012 < FAX (夜間・休日) > 通信指令室 (088) 697-3014 < メールアドレス > keiboka@itanotobu-fire.jp	電話 通信指令室 354 第1消防署 354**1 警防課 354**2 FAX 80354

6. 避難に関する資料

6-1 指定避難所一覧

No.	避難所	所在地	電話番号	備考
1	藍住中学校	奥野字矢上前18-1	692-2505	
2	藍住東中学校	住吉字若宮49-1	692-6520	
3	藍住東小学校	勝瑞字成長155-1	641-2222	
4	藍住西小学校	富吉字豊吉55-1	692-2436	
5	藍住北小学校	住吉字乾1	692-2315	
6	藍住南小学校	奥野字和田95	692-2238	
7	藍住町町民体育館	奥野字矢上前18-1	692-1115	
8	福祉ホームリズム※	矢上字安任56-5	692-6699	身体障がい者対象施設
9	地域密着型介護老人福祉施設 花どけい※	矢上字原127-1	692-3555	要配慮高齢者対象施設
10	特別養護老人ホーム 藍寿苑※	町富吉字穂実66-3	692-5166	要配慮高齢者対象施設
11	小規模多機能ホーム 藍住の家※	矢上字安任175-5	679-8882	要配慮高齢者対象施設
12	藍住町総合文化ホール※	奥野字矢上前32-1	637-3344	知的・精神障がい者対象施設
13	藍住町立中央保育所※	奥野字矢上前41-3	692-3105	妊産婦・乳幼児対象施設
14	看護小規模多機能ホーム昴※	矢上字安任137-1	692-0700	要配慮高齢者対象施設

※指定福祉避難所（7箇所）

6-2 指定緊急避難場所一覧

No.	指定緊急避難場所	所在地	電話番号	対象とする災害等の種類						指定避難所との重複
				洪水	地震	津波	高潮	大規模な火事	内水氾濫	
1	藍住中学校	奥野字矢上前18-1	088-692-2505	○	○	○	○	○	○	○
2	藍住東中学校	住吉字若宮49-1	088-692-6520	○	○	○	○	○	○	○
3	藍住東小学校	勝瑞字成長155-1	088-641-2222	○	○	○	○	○	○	○
4	藍住北小学校	住吉字乾1	088-692-2315	○	○	○	○	○	○	○
5	藍住南小学校	奥野字和田95	088-692-2238	○	○	○	○	○	○	○
6	藍住西小学校	富吉字豊吉55-1	088-692-2436	○	○	○	○	○	○	○
7	藍住町町民体育館	奥野字矢上前18-1	088-692-1115	○	○	○	○		○	○
8	藍住町勤労女性センター	奥野字矢上前32-1	088-692-6266	○					○	
9	勝瑞城館跡公園	勝瑞字東勝地61-1	088-637-3128		○	○		○		
10	ゆめタウン徳島	奥野字東中須88-1	088-693-0123	○	○	○	○		○	
11	徳島県立徳島北高等学校	徳島市応神町吉成字中ノ瀬40-6	088-698-8004			○				

7. 医療に関する資料

7-1 町内の医療機関一覧

	施設の名称	所在地	電話番号
1	山根眼科	奥野字乾2-1	088-692-8171
2	山田眼科	奥野字矢上前53-2	088-692-8118
3	内科クリニック・オクムラ	奥野字長江口70-7	088-692-4771
4	枅富歯科医院	奥野字西中須94-1	088-692-2525
5	清水内科	奥野字和田71-13	088-692-8900
6	安芸内科	奥野字和田117-6	088-692-6111
7	さいじょう歯科	奥野字和田122-6	088-692-0180
8	小松泌尿器科	東中富字舩傍示15-1	088-692-1277
9	西條内科耳鼻科	東中富字舩傍示22-7	088-692-8711
10	このINRクリニック	東中富字龍池傍示54-3	088-693-1103
11	杉みね整形クリニック	東中富字直道傍示68-10	088-693-1021
12	中山産婦人科	東中富字長江傍示5-6	088-692-0333
13	多田歯科医院	東中富字長江傍示22-8	088-692-8217
14	富本小児科・内科	東中富字東傍示1-3	088-692-7228
15	松本歯科小児矯正歯科医院	徳命字元村115-1	088-693-3525
16	秦産婦人科・内科	徳命字元村140-2	088-692-5758
17	猪子歯科	徳命字前須東163-1	088-692-7668
18	藍住川島クリニック	徳命字前須西98-1	088-692-0110
19	奥村医院	徳命字前須西166-1	088-692-2403
20	森歯科医院	勝瑞字西勝地86	088-641-2333
21	みき歯科	勝瑞字成長59-3	088-641-4343
22	森本医院	勝瑞字成長62	088-641-4141
23	福井デンタルクリニック	勝瑞字成長140-5	088-677-8288
24	おおさわ歯科医院	勝瑞字幸島116-71	088-641-4216
25	中川整形外科	勝瑞字東勝地95-2	088-641-2288
26	橘歯科	勝瑞字東勝地230	088-641-3075
27	コウケン歯科	笠木字西野33-10	088-692-8841
28	稲次病院	笠木字西野50-1	088-692-5757
29	大久保内科	笠木字中野179-5	088-692-1220
30	藍住たまき青空クリニック	住吉字千鳥ヶ浜110-5	088-678-7727
31	香川内科	住吉字神蔵158-1	088-692-9770

	施設の名称	所在地	電話番号
32	斎藤歯科医院	住吉字神蔵209-1	088-678-4337
33	濱デンタルオフィス	住吉字藤ノ木128-6	088-692-5566
34	あい歯科	矢上字北分64-3	088-692-7887
35	浜病院	矢上字北分95	088-692-2317
36	トビウメ歯科	矢上字西42-7	088-692-6880
37	あいずみ皮ふ科	矢上字西47-7	088-692-9211
38	矢野医院	矢上字西160-102	088-692-4411
39	増田クリニック	矢上字原174-1	088-693-3020
40	こやま小児科・内科クリニック	矢上字原193-1	088-637-3211
41	木原耳鼻咽喉科	乙瀬字中田65-1	088-693-0087

7-2 救急病院等一覧

1 災害拠点病院

(1) 基幹災害拠点病院

医療機関名	所在地	電話番号
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151

(2) 地域災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222

※ 圏域：救急医療圏

2 DMAT指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1	088-683-0011
	独立行政法人東徳島医療センター	板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222

※ 圏域：救急医療圏

3 救急告示医療機関

(1) 二次救急医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目45番地2	088-632-9299
	手束病院	石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市南庄町4丁目63番地1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中洲八木病院	徳島市中洲町1-31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町1番39号	088-631-7711
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9番地	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1014
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088-622-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050
	東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番1
兼松病院		鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
小川病院		鳴門市撫養町南浜字東浜716番地	088-686-2322
稲次病院		藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
独立行政法人東徳島医療センター		板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
浦田病院		松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
きたじま田岡病院		北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島105	0883-24-4880
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	0883-36-5151

※ 圏域：救急医療圏

(2) 三次救急医療機関（救命救急センター等）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111(代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三次市池田長シマ815-2	0883-72-1131

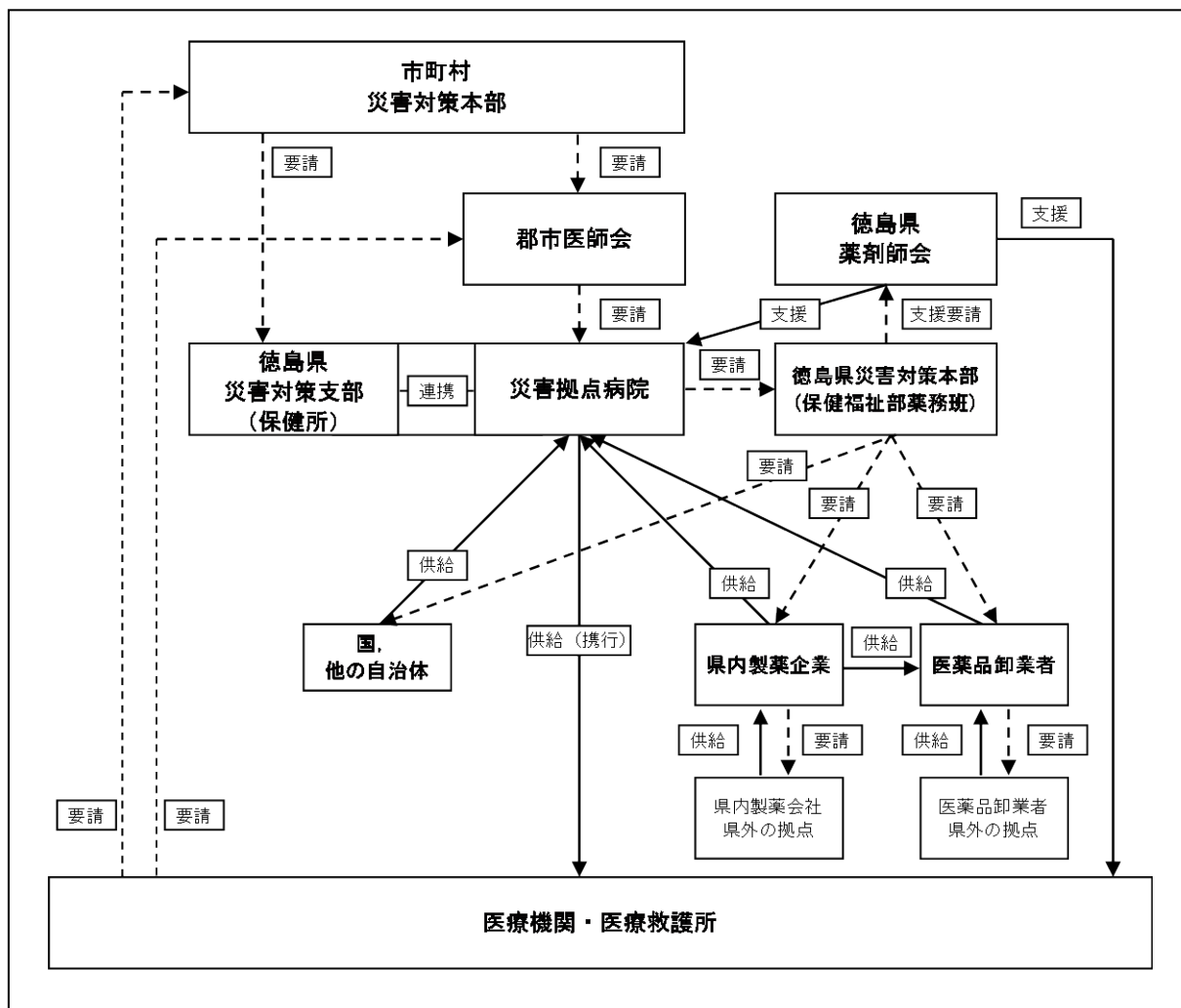
※ 圏域：救急医療圏

7-3 徳島県備蓄医薬品等供給体制図

県内の医薬品卸売販売業者の基本的な機能・ネットワークが維持されなくなった場合、原則として発災後72時間は、県の統制の下、各圏域の災害拠点病院等に供給を行う。

なお、この機能・ネットワークが回復した場合は、速やかに各医療機関から医薬品卸売販売業者への発注を再開する。

県内で調達が困難な場合は、厚生労働省及び他の都道府県に医薬品等の供給を要請する。



8. 緊急輸送、拠点施設等に関する資料

8-1 緊急輸送道路

1 県が指定している緊急輸送道路

(1) 町内を通る第1次緊急輸送道路

路線名	区間
四国縦貫自動車道 (徳島自動車道)	徳島IC～井川池田IC～三好市 愛媛県境
徳島引田線	国道192号(徳島市)～板野インター線(板野町)

(2) 町内を通る第2次緊急輸送道路

路線名	区間
松茂吉野線	全線(松茂町～阿波市)
徳島環状線	全線<事業中>
徳島北灘線	市道春日3丁目・不動線(徳島市)～松茂吉野線(藍住町)
町道直道9号線	徳島引田線(藍住町)～町道1095号線(板野町)

2 町が指定している緊急輸送路一覧

路線名	区間	延長
町道江ノ口新居須線	乙瀬字北新田～徳命字新居須	3.62km
町道奥野富吉線	徳命字西張～富吉字富吉	3.60km
町道勝瑞中富線	住吉字若宮～奥野字乾	2.95km
町道竜池猪熊線	東中富字龍池傍示～奥野字猪熊	1.66km
町道竹ノ瀬板西線	富吉字須崎～富吉字岸ノ下	0.69km

8-2 災害対策用ヘリコプター降着適地

名 称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ
藍住中学校グラウンド	藍住町奥野字矢上前18-1	藍住中学校 校長	088-692-2505	大

8-3 緊急輸送拠点・救援物資集積拠点

名 称	所在地	管理者	連絡先	備考
藍住中学校駐輪場	藍住町奥野字矢上前18-1	藍住中学校 校長	088-692-2505	

8-4 遺体安置施設

名 称	所在地	管理者	連絡先	備考
藍住町体育センター	藍住町矢上字原230-1	町教育委員会	088-692-2723	
藍住町武道館	藍住町奥野字矢上前32-1	町教育委員会	088-637-3128	

8-5 災害廃棄物の仮置場

名 称	所在地	管理者	連絡先	備考
藍住西小学校サブグラ ウンド	藍住町富吉字豊吉55-1	藍住西小学校 校長	088-692-2436	
西クリーンステーショ ン東側グラウンド	藍住町富吉字大向5-1	町長	088-692-7411	

9. 災害救助法、被害状況報告等に関する資料

9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和元年10月23日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修が行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をす る。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト5億円を超える部分の金額については100分の4		

(注) この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9-2 火災・災害等即報要領第4号様式

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟			
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟					
		不明		人		一部破損			棟	未分類		棟					
	119番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)									
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)														
	自衛隊派遣要請の状況																
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																	

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計
		区分								
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日				
	解散	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

9-4 災害報告記入要領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療のできる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊及び半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失・埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
- (3) 「畑の流失・埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除く。

いたものとする。

- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運用する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業所又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯数とする。
例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり漁具、漁船等の被害

とする。

- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>〇〇県〇〇課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 <small>※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)</small>

1. トップマネジメントが機能しているか

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ
 はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に行っているか

はい いいえ

③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」という)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行っているか(プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ
 はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ
 はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ
 はい いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

藍住町地域防災計画【資料編】

令和5年4月改定
藍住町防災会議

(事務局) 藍住町 総務企画課
〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
TEL:088-637-3111 FAX:088-637-3154
